

令和8年度小松市における障がい者就労施設等からの物品等調達方針

令和8年6月1日

第1 目的

本方針は、国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成24年法律第50号。以下「法」という。）第9条第1項の規定に基づき、令和7年度における本市の障がい者就労施設等からの物品及び役務（以下「物品等」という。）の調達の推進を図るための方針を定めるものである。

第2 調達方針

1 本方針の適用範囲

本方針は、本市の全組織における物品等の調達に適用する。

2 対象となる施設

本方針の対象となる施設は、法第2条第4項に規定する障がい者就労施設等とする。

（別記1）

3 調達を推進する物品等

障がい者就労施設等が提供するすべての物品等とする。（別記2）

4 物品等の調達目標

令和8年度に本市が達成すべき優先調達の目標は、次のとおりとする。

調達目標金額 9,500,000円以上

5 物品等の調達の推進方法

障がい者就労施設等からの物品等の調達を推進するため、次の取り組みを行う。

（1）情報の提供

障がい者就労施設等からの調達可能な物品等の情報を収集し、各所属に対してその情報を提供する。

（2）優先調達の依頼

障がい者就労施設等からの物品等を優先的に調達するよう、各所属に対し依頼する。

（3）随意契約による調達

障がい者就労施設等からの物品等の調達に際しては、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第3号の規定による随意契約を積極的に活用するよう努める。

第3 その他

（1）本方針の策定及び情報提供に係る担当窓口は、ふれあい福祉課とし、方針を策定したときは、本市のホームページにより公表する。

（2）各所属における調達実績については、ふれあい福祉課において取りまとめ、その概要について毎会計年度の終了後、本市のホームページにより公表する。

（3）物品等の契約に当たっては、小松市財務規則（昭和58年3月31日規則第12号）

等の関係規定の定めによるものとする。

- (4) 障がい者就労施設等からの物品等の調達の推進に資するよう、必要に応じて、本方針の見直しを行うものとする。
- (5) 本方針に定めるもののほか必要な事項は、別に定めるものとする。

別記1 法第2条第4項に規定する障がい者就労施設等一覧

番号	就労施設等の種別	就労施設等概要説明
1	就労継続支援事業所 (A型・B型)	一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行う事業所(障害者総合支援法第5条第14項)
2	就労移行支援事業所	一般企業等への就労を希望する人に、一定期間就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な支援を行う事業所(障害者総合支援法第5条第13項)
3	生活介護事業所	常時介護を必要とする人に、昼間、入浴、排泄、食事の介助等を行うとともに、創作活動又は生活活動の機会を提供する事業所(障害者総合支援法第5条第7項)
4	障害者支援施設	障害者支援施設(就労移行支援, 就労継続支援, 生活介護事業を行うものに限る。) (障害者総合支援法第5条第11項)
5	地域活動支援センター	創作的活動又は生活活動の機会の提供, 社会との交流等を行う事業所(障害者総合支援法第5条第27項)
6	小規模作業所	障害者基本法(昭和45年法律第84号)第2条第1項に規定する障がい者の地域社会における作業活動の場として同法第18条第3項の規定により必要な費用の助成を受けている施設
7	特例子会社	障がい者の雇用に特別の配慮をし, 雇用される障がい者数や割合が一定の基準を満たすものとして厚生労働大臣の認定を受けた会社
8	重度障害者多数雇用事業所	重度身体障がい者等を常時労働者として多数雇い入れるか継続して雇用している事業主
9	在宅就業障がい者	自宅等において物品の製造, 役務の提供等の業務を自ら行う障がい者
10	在宅就業支援団体	在宅就業障がい者に対する援助の業務等を行う団体

※ 障害者総合支援法とは『障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律』(平成17年法律第123号)の略称である。

別記2 障がい者就労施設等が提供可能な物品・役務の例

(1) 物品

- ・印刷物(冊子, パンフレット, 名刺など)
- ・食品類(コーヒー, 菓子, 加工食品など) など

(2) 役務

- ・軽作業（袋詰め，書類仕分け，封入など）
 - ・施設等の屋内外清掃・除草
 - ・パソコンでのデータ入力作業
 - ・クリーニング作業
- など